

不利益処分に係る処分基準(法令)

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
介護保険法（平成9年法律第123号）第114条の4第1項	介護医療院の変更命令	介護保険課

介護保険法（平成9年法律第123号）第114条の4第1項に基づき、介護医療院の開設者に対し、期限を定めて、介護医療院の管理者の変更を命ずることができる。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。